

令和4年11月29日

一般社団法人日本林業協会
中央会員 各位

一般社団法人日本林業協会
会長 島田 泰助

新型コロナウイルス感染拡大防止等に向けたガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症への対応として、従業員等の健康保護を図るとともに、十分な感染防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえて、業務を継続させるため、当協会から令和4年10月5日付けで林業経営体、木材関連事業者にかかる農林水産省作成の基本的ガイドラインの改訂をお知らせし、これに準じて対応いただくようお願いしたところです。

今般、新型コロナウイルスに関する専門家の助言等を踏まえ、当協会において下記のとおりガイドラインを作成いたしました。林業経営体（森林組合、素材生産者等）、木材関連事業者（木材製造業者、木材卸売業者、木材市場業者等）、その他森林に関連する事業者におかれましては、本ガイドラインに準じて対応していただくよう、貴団体傘下会員の皆さまに周知願います。

記

- 林業経営体における新型コロナウイルス感染防止、感染者が発生した時の対応及び事業継続に関するガイドライン
- 木材産業事業者における新型コロナウイルス感染防止、感染者が発生した時の対応及び事業継続に関するガイドライン

【10月 5 日付け周知のガイドラインからの主な改訂点】

- ・チェックリストの廃止。
- ・厚生労働省「マスクの着用について」の内容を記載。
- ・一律に対人距離の確保を求める記載を、場面に応じて適切な距離を求める記載に修正。
- ・新型コロナウイルス感染症対策分科会提言を踏まえ、必要な換気量等を記載。
- ・イベント開催における基本的な感染対策を政府事務連絡を参照するよう求める記載に変更し、大幅に削除。
- ・一律に濃厚接触者の特定・行動制限を求めるような記載を削除。
- ・濃厚接触者の待期期間を変更。
- ・「5. 関係者との情報共有」を削除。
- ・参考資料を最新版に変更。

一般社団法人日本林業協会
〒112-0004 東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル 3F
Tel : 03-6801-8931 Fax : 03-6801-8932
Email : higo@j-forestry.or.jp

以上